

原子爆弾被爆者二世の健康診断が実施されます

対象者 両親のいずれかが原子爆弾被爆者である方

・広島被爆にあつては、昭和21年6月1日以降に生まれた方

・長崎被爆にあつては、昭和21年6月4日以降に生まれた方

申込方法 役場・公民館などに用意してある専用はがきに必要事項を記入し、県庁原爆被爆者援護室へ申し込んでください。

申込期間

平成14年7月1日(月)～

平成15年1月17日(金)

(※今年度からさらに期間が拡大されました)

実施期間

平成14年7月10日(水)～

平成15年2月28日(金)

(※精密検査については、平成15年3月10日(月)まで)

検査費用

無料

※詳しくは、役場・公民館などにあるリーフレットをご覧ください。

問合せ先 県庁原爆被爆者援護室 (TEL 228-2111) (福祉課)

平成14年度介護保険料のお知らせ

65歳以上の方の介護保険料は、その年の住民税課税状況と、前年中の所得を基に、保険料の段階を決定します。段階は次のとおりです。

階 層 区 分	保 険 料	
	月 額	年 額
第1階層 ・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税	1,600円	19,200円
第2階層 ・世帯全員が住民税非課税	2,400円	28,800円
第3階層 ・本人が住民税非課税(基準額)	3,200円	38,400円
第4階層 ・本人が住民税課税で合計所得金額が250万円未満	4,000円	48,000円
第5階層 ・本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上	4,800円	57,600円

介護保険料の納入方法は、

普通徴収(納付書で金融機関から納入)と、特別徴収(年金から天引き)があります。

現在、年金を受給されておられる方でも、次の方については、普通徴収となります。

- ①今年度の3月以降に65歳に到達された方
- ②障害者年金または、遺族年金を受給されている方
- ③年金の額が年額18万円以下の方

また、特別徴収の方も、現況届の提出忘れ等により、年金の支給が一時停止した場合には、翌年度の10月までは普通徴収となりますのでご注意ください。

普通徴収の納期は4、7、9、11、12、2月の6期です(12月は25日、その他の月は末日です)。

なお、普通徴収の方の納付書は、今月中旬の送付を予定しています。

問合せ先

福祉課高齢者介護係

TEL 820-5605

介護についての相談窓口が増えました

高齢者介護の相談は、今まで「在宅介護支援センターせいわ園」が行っていましたが、より充実した高齢者等の相談を行うため、介護老人保健施設ゆうあいホーム内に「在宅介護支援センターゆうあい」を設置しました。

また、総合的な相談や調整を行うため、基幹型在宅介護支援センターを中央地域健康センター内に設置しました。

これにより、中央地域健康センターは、乳幼児からお年寄り(障害者を含む)までの総合相談を行う機関となります。

困ったことがありましたら、すぐに相談してください。直接来られない方は、訪問を行います。

問合せ先

健康課在宅介護支援センター

TEL 855-0070

	業 務 内 容	担 当 地 区	電 話 番 号 ファックス番号
在宅介護支援センター「せいわ園」	高齢者の総合相談	新宮、初神、城之堀、中溝、萩原	TEL 854-2086 FAX 855-0841
在宅介護支援センター「ゆうあい」	高齢者の総合相談	呉地、出来庭、川角、平谷、貴船、石神、柿迫、東山、神田	TEL 820-5131 FAX 820-5133
熊野町在宅介護支援センター	在宅介護の総合調整 障害者等の相談	全地域	TEL 855-0070 FAX 855-1756